

## 公益通報者保護法の施行について

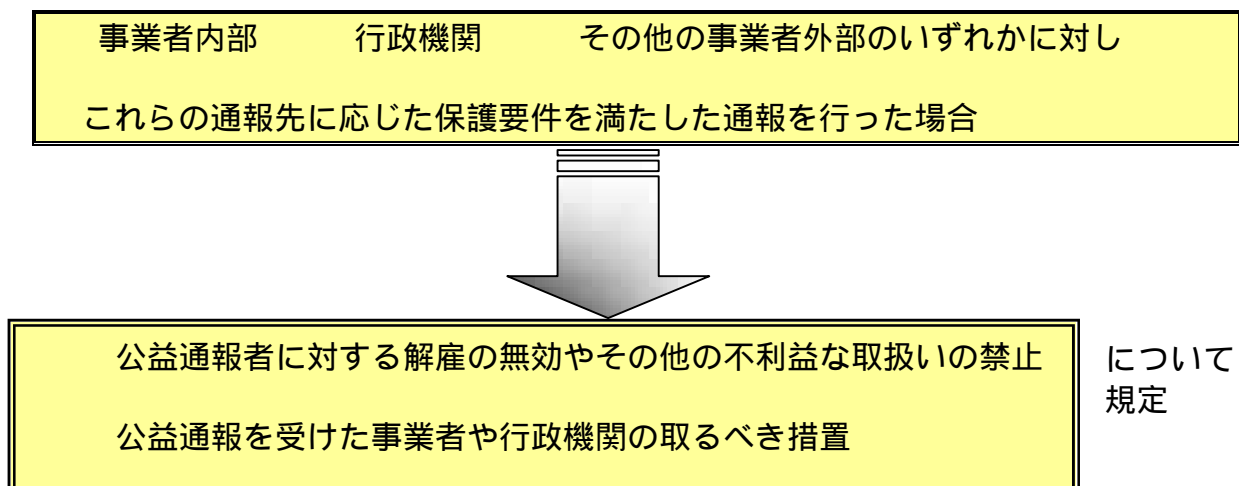
### 1 公益通報者保護法制定の背景

近年、国民生活の安心や安全を損なうような企業不祥事の多くが、事業者内部の関係者等からの通報を契機として、相次いで明らかになりました。

このような状況を踏まえ、事業者による国民の生命や身体の保護、消費者の利益の擁護等にかかわる法令遵守を確保するとともに、公益のために通報を行ったことを理由として労働者が解雇等の不利益な取扱いを受けることのないよう公益通報に関する保護制度が整備されました。

### 2 公益通報者保護法の概要

労働者が、事業者内部の一定の犯罪行為やその他の法令違反行為(最終的に刑罰規定に違反する行為に繋がる法令違反行為)について、



この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行されています。

### 3 公益通報の具体的内容

#### 公益通報とは

- (1) 事業者(事業者又はその役員、従業員等)が法令違反行為を行い、又はまさに違反行為が行われようとしている旨を
- (2) そこで働く労働者(公務員を含む)が

- (3) 不正の目的でなく（業務妨害や誹謗中傷などの不正の目的を持ってする通報でないこと。）
- (4) 次のいずれかに通報することをいいます。
  - ア 事業者内部
  - イ 行政機関（当該法令違反行為について、処分又は勧告等を行う権限のある行政機関）
  - ウ その他の事業者外部（被害の拡大防止等のため必要と認められる者）

#### **4 公益通報の対象となる法令違反行為**

##### **【対象となる法律】**

国民生活の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害防止を図る観点から、「国民の生命、身体、財産等の保護にかかわる法律」として、公益通報者保護法及びその政令により、対象となる法律が決められています。

消費者庁の「公益通報者保護制度」のホームページから、対象となる法律の最新の情報が確認できます。